

第6章 環境影響評価方法書に対する意見と事業者の見解

6.1 知事意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第9条第5項の規定に基づく環境の保全の見地からの知事意見およびそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 6-1 知事意見およびそれに対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1 全般的事項	
<p>(1) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。</p>	<p>手続を進めるに当たり、環境影響評価条例に基づく住民説明会のほか、周辺の地域住民に対して、現地調査の実施段階および環境影響評価図書素案の作成段階で事前に情報提供や説明を行いました。引き続き、本事業における環境影響および環境保全について、丁寧に周知・説明し、理解を得るよう努めます。</p>
<p>(2) 本事業の計画の熟度が低く、環境影響評価の実施に当たっての基礎的情報である施設の構造・配置、排出ガスの諸元、関係車両の交通量等に関する情報が十分に示されていないことから、今後の環境影響評価の手続においては、これらの内容を具体的に設定の上、各環境要素に係る影響を予測および評価すること。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たって必要な施設の構造・配置、排出ガスの諸元、関係車両の交通量等に関する情報を具体的に設定し、各環境要素に係る影響の予測および評価を行いました。設定した内容は、「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果」に記述しました。</p>
<p>(3) 方法書によると、本事業とは別に、彦根市による新たな市道（以下「市道」という。）の整備が計画されており、施設供用後における関係車両の走行ルートとして活用される予定である。</p> <p>市道は、対象事業実施区域に隣接し、動物・植物、景観、文化財、伝承文化の面から重要な荒神山の一部やその近傍を通過するルートとして整備される予定であり、市道の整備によるこれらの環境要素に対する直接的な影響が懸念される。また、施設供用後の大気質、騒音・振動に関する予測および評価の基礎となる交通量が大きく変化するものと考えられる。</p> <p>このため、市道の整備に関する詳細な情報をできる限り入手し、必要に応じて、市道の存在を各環境要素の予測および評価に反映させること。また、当該予測および評価の結果が、市道の整備に伴い実施される環境配慮の取組に活用されるよう、彦根市との連携・協力に最大限努めること。</p>	<p>方法書においては、荒神山を縦断する市道の整備計画を示し、関係車両の走行ルートとして活用する方針を示しました。</p> <p>しかし、令和3年5月の彦根市長の交代を機に、環境保全等の観点から荒神山を縦断する整備計画が見直されることとなり、彦根市および当組合の検討・協議の結果、彦根市が事業者となり、荒神山を迂回する市道を設ける方針となりました。見直し後の市道整備計画は「第2章 対象事業の目的および内容」に示したとおり、荒神山を迂回する形で対象事業実施区域北側の市道大藪金田線および南側の稲村山農道を結び、途中対象事業実施区域の南側を通過する予定となっています。</p> <p>関係車両走行ルートは、一般国道8号や主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）から、既存の一般県道・市道および上記に示した彦根市が新たに整備する市道を経由して対象事業実施区域に至る計画としています。</p> <p>工事用車両走行ルートについては、進入車両は県道2号から宇曾川左岸堤防道路に進入・北上し、堤防道路より敷地南東側角に工事用道路</p>

知事意見	事業者の見解
	<p>を用いて敷地南東側に至る経路、退出車両は工 事用道路を用いて宇曾川左岸堤防道路に接続 し、堤防道路を北上して宇曾川を渡河した後、 県道2号に出る経路及び宇曾川右岸側堤防道路 を北上する経路に変更することとしました。</p> <p>また、工事施工ヤードの確保に必要な範囲と して、敷地北東側に新たに事業区域を追加す ることとしました。具体の工事ヤードの範囲は今 後検討しますが、環境影響評価では改変が想定 される最大の面積を考慮して、事業区域を設定 しました。</p> <p>上記の経緯を踏まえて、彦根市道の整備計画 の変更に基づく本環境影響評価における調査 計画に変更はありませんが、工事用車両走行ル ートの変更に伴い、退出経路と県道2号の接続 箇所付近において、道路沿道大気質・騒音・振 動調査地点を1地点追加することとしました。</p> <p>また、工事用道路及び工事施工ヤードの整備 を行うにあたり、対象事業実施区域の形状を一 部見直しましたが、その範囲は敷地境界から 100m 程度の範囲であり、環境影響評価の再手 続が必要となる規模要件に該当しないほか、環 境影響評価の実施に当たって方法書に示した 調査範囲の変更はありません。</p> <p>なお、本環境影響評価における予測・評価の 結果については、市道の整備に伴い実施される 環境配慮の取り組みに活用されるよう、彦根市 との連携・協力を努めてまいります。</p>
<p>(4) 対象事業実施区域の周辺には荒神山な どの豊かな自然環境のほか、荒神山神社、荒神 山神社遥拝殿等の重要な文化的資産等が存在 することから、これらへの影響を可能な限り回 避または低減すること。</p>	<p>対象事業実施区域周辺に存在する豊かな自然 環境および荒神山神社、荒神山神社遥拝殿等 の重要な文化的遺産に対する影響の予測・評価 を行いました(「第8章 環境影響評価の調査の 結果の概要ならびに予測および評価の結果 8.7 動物～8.15 伝承文化」参照)。今後の事業の 実施に当たっては、これらへの影響を可能な限 り回避または低減するよう努めてまいります。</p>
<p>(5) 対象事業実施区域の一部が土砂災害警 戒区域および洪水浸水想定区域(愛知川・宇曾 川)に指定されていることから、周辺の災害リ スク情報をはじめとする文献の収集等の調査 を行い、必要な災害リスク対策を講ずること。</p>	<p>土砂災害警戒区域として指定されているエ リアには主要な施設を配置しないよう計画し ました(「第2章 対象事業の目的及び内容 2.2 対象事業の内容 2.2.5 対象事業の概要」参照) 。洪水浸水想定については、滋賀県による最新 のシミュレーション結果(地先の安全度マッ プ、宇曾川洪水浸水想定区域図、愛知川洪水浸 水想定区域図)を参考として、必要な浸水リ スク対策を講じます。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>(6) 滋賀県の“しがCO2ネットゼロ”ムーブメントの推進や資源の有効活用の観点から、サーマルリサイクルやマテリアルリサイクルに関する技術、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組み等を積極的に導入すること等、地域における循環型社会の形成に資する施設となるよう検討すること。</p>	<p>本事業では、新ごみ処理施設整備基本計画（令和元年10月）において、施設整備の理念として、資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基盤施設をあげており、ごみからのマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルを積極的に行い、循環型社会の形成に貢献できる施設整備を進めてまいります。</p>
<p>(7) 各環境要素における調査・予測地点等の具体的な内容が記載されていない箇所が多いことから、環境影響評価準備書の作成に当たっては、選定した調査・予測地点等を適切な縮尺の地図において示すとともに、適用した予測手法を具体的に明記すること。</p>	<p>各環境要素における調査・予測地点等および適用した予測手法は、「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果」の各節に記述しました。</p>
<p>(8) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないように留意しました。</p>
2 個別的事項	
<p>(1) 大気環境</p> <p>荒神山からの気流の影響により、焼却施設の煙突から排出される煙についてダウンドラフトの発生が懸念される。このため、施設の稼働による短期濃度の予測・評価に当たっては、当該現象による影響についても検討できるよう、適した大気条件下での現地拡散実験を行うこと。</p> <p>施設供用後の関係車両の走行の予測および評価に当たっては、市道が存在することを前提で行い、市道の整備による交通量の変化に十分留意すること。</p>	<p>現地拡散実験の実施に当たっては、荒神山からの気流の影響により発生が想定されるダウンドラフトの影響について検討できるよう、荒神山方向からの風が発生した状況を含めて実験を行いました（「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果 8.1 大気質 8.1.1 現況調査」参照）。</p> <p>対象事業実施区域周辺の平成22年度および平成27年度道路交通センサスにおいて観測された交通量を比較すると、地点毎に若干の増減はありますが、全体的には概ね同等又は低減する傾向が見られます。しかし、今後の彦根市道の整備による交通環境の改善が見込まれることから、廃棄物運搬車両を除く一般車両の現況交通量は減少せず、そのまま推移するものと仮定しました。なお、新たに整備される市道の沿道に住居が存在することから、市道を走行する自動車による影響についても予測・評価の対象としました。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>(2) 騒音・振動</p> <p>工事実施時および施設供用後における予測および評価に当たっては、敷地境界における各規制基準の遵守状況はもとより、周辺の住居・集落への影響が詳細に把握できるよう、予測・評価地点を複数設定すること。また、騒音・振動の発生源、遮蔽物の配置等を具体的に設定すること。</p> <p>予測および評価の結果をわかりやすく明示するため、必要に応じ、対象事業実施区域周辺における騒音・振動レベルのコンターマップ等を作成すること。</p> <p>施設供用後の関係車両の走行の予測および評価に当たっては、市道が存在することを前提で行い、市道の整備による交通量の変化に十分留意すること。</p>	<p>工事実施時および施設供用後における騒音・振動の予測および評価に当たっては、敷地境界のほか周辺の住居・集落における影響の予測および評価を合わせて行いました。予測および評価を行うにあたっては、騒音・振動の発生源、遮蔽物の配置等を具体的に設定しました。</p> <p>また、予測および評価の結果をわかりやすく明示するため、対象事業実施区域周辺における騒音・振動レベルのコンター図（等音・等振動分布図）を作成しました。</p> <p>設定した騒音・振動の発生源、遮蔽物等の配置等や、騒音・振動レベルのコンター図は、「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果 8.2 騒音 8.2.2 予測・評価」および「8.3 振動 8.3.2 予測・評価」に記述しました。</p> <p>対象事業実施区域周辺の平成 22 年度および平成 27 年度道路交通センサスにおいて観測された交通量を比較すると、地点毎に若干の増減はありますが、全体的には概ね同等又は低減する傾向が見られます。しかし、今後の彦根市道の整備による交通環境の改善が見込まれることから、廃棄物運搬車両を除く一般車両の現況交通量は減少せず、そのまま推移するものと仮定しました。なお、新たに整備される市道の沿道に住居が存在することから、市道を走行する自動車による影響についても予測・評価の対象としました。</p> <p>なお、新たに整備される市道の沿道に住居が存在することから、市道を走行する自動車による影響についても予測・評価の対象としました。</p>
<p>(3) 水環境</p> <p>対象事業実施区域からの排水水が流入する宇曾川については、農繁期に浮遊物質量等の水質項目が上昇する傾向が認められる。このため、工事実施時の水の濁りに関する調査の実施に当たっては、河川水質の季節変動を把握する必要があることに留意すること。</p>	<p>宇曾川の水の濁りに関する調査の実施に当たっては、河川水質の季節変動を考慮し、農繁期（令和 4 年 4 月の代掻きの行われた時期）を含めた調査を実施しました（「第 8 章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果 8.6 水質 8.6.1 現況調査」参照）。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>(4) 動物・生態系</p> <p>方法書に記載の市道が整備される場合、そのルートは荒神山の一部やその近傍を通過し、かつ、山と周辺の水田環境を分断する配置となっており、当該環境要素の特性上、本事業と市道の整備とを切り離して予測および評価することができないものと考えられる。このため、彦根市と連携・協力し、市道の整備の影響を含めた予測および評価を行うことを検討すること。</p> <p>小型ほ乳類や昆虫類をはじめとする動物の調査の手法について、トラップの設置個数や、生息することが想定される動物種に合わせた調査地点および調査期間を適切に設定すること。併せて、動物の捕獲や植物の採取を伴う調査を実施する場合は、その影響が最小限となるよう、十分に配慮した内容とすること。</p>	<p>前述の通り、彦根市が新たに設ける市道は荒神山を迂回する計画に変更されました。そのため、市道の当初想定ルートによる山と水田環境の分断は無くなる見通しです。しかしながら、対象施設本体においても山と水田環境を行き来する動物種の生息が考えられることより、意見を踏まえた現地調査計画を策定しました。</p> <p>なお、新たなルートの市道整備にあたっては、自然環境に配慮した道路計画となるよう、本調査の結果を彦根市と共有してまいります。</p> <p>小型ほ乳類や昆虫類をはじめとする動物の調査の手法については、トラップの設置個数や、生息することが想定される動物種に合わせた調査地点および調査期間について適切に設定しました。調査地点や調査期間は、「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果 8.7 動物 8.7.1 現況調査」に記述したとおりです。また、動物の捕獲や植物の採取を伴う調査を実施する場合は、その影響が最小限となるよう配慮しました。</p> <p>なお、調査・予測や環境保全措置の検討に当たっては、地元の環境団体の代表者からの情報・ご意見等も参考にして検討しました（「第12章 環境影響評価準備書についての専門家等からの助言」参照）。</p>
<p>(5) 景観</p> <p>施設供用後の建物等の存在による予測および評価に当たっては、市道が存在することを前提で行うこと。また、対象事業実施区域の北側に隣接する荒神山神社遥拝殿を予測地点に追加設定することを検討すること。</p> <p>焼却施設の煙突から白煙が発生する場合は、大気質における予測および評価の結果を活用し、白煙による影響についても予測および評価すること。</p>	<p>前述の通り、彦根市が新たに設ける市道は、荒神山を迂回する計画に変更されました。新設される市道の具体的な位置や構造等が決まっていないことから、フォトモンタージュの作成による予測は困難ですが、平地の水田地帯に整備される平面道路であることから、景観に対する影響は小さいものと想定されます。</p> <p>荒神山神社遥拝殿については、既存資料等で眺望地点として紹介されたものがなく、また、周囲を植栽で囲まれ見通しが効かないなど、主要な眺望点とは言いにくいことから、文化財・伝承文化の項目での調査・予測評価を行いました（「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果 8.14 文化財～8.15 伝承文化」参照）。</p> <p>本事業で整備する焼却施設においては、「第2章 対象事業の目的および内容」に示したとおり、白煙防止装置を設ける予定としています。このため、煙突からの白煙による景観面の影響は小さいと考えられることから、当該影響に係る予測および評価は行いませんでした。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>(6) 伝承文化・人と自然とのふれあいの活動</p> <p>(4)と同様に、本事業と市道の整備とを切り離して予測および評価することができないものと考えられることから、彦根市と連携・協力し、市道の整備の影響を含めて予測および評価することを検討すること。その際、市道の整備ルートが、荒神山神社と荒神山神社遥拝殿をつなぐ本坂(参道)上にあることに留意すること。</p> <p>また、調査に当たっては、周辺住民へのヒアリング等を積極的に行い、地元で語り継がれている伝承文化や信仰に関する情報の把握に努めること。</p>	<p>前述の通り、彦根市が新たに設ける市道は、荒神山を迂回する計画に変更されました。そのため、方法書時点で想定していた荒神山神社と荒神山神社遥拝殿をつなぐ本坂(参道)上への影響はなくなる見通しです。ただし、本事業の対象事業実施区域も本坂に近接することから、人と自然とのふれあいの活動の場の調査として、本坂を含む荒神山の登山ルートの利用状況について、アンケート調査等による把握を行いました(「8.11.1 現況調査」の「② 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況」参照)。</p> <p>また、新たな市道整備区域については、人と自然とのふれあいの活動の場の調査対象範囲のサイクリング道に抵触する可能性があることから、当該サイクリング道における調査および影響の予測を行いました(「8.11.2 予測・評価」参照)。</p> <p>なお、伝承文化の調査に当たっては、住民説明会における意見聴取や、周辺住民へのヒアリングを行い情報の把握を行いました(「8.15.1 現況調査」の「2) 聞き取り調査」参照)。</p>
3 その他	
<p>本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行います。</p>

6.2 彦根市長の意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）第 9 条第 2 項の規定に基づく環境の保全の見地からの彦根市長の意見ならびにそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 6-2 彦根市長の意見およびそれに対する事業者の見解

彦根市長意見	事業者の見解
振動に関する事項	
<p>工事用車両走行ルートは、道路の支持力を事前に確認して振動増加等により道路構造に支障がないようにすること。また、沿道の住居を勘案して、工事用車両の荷重に応じた運行に配慮されたい。</p>	<p>工事用車両走行ルートについては、進入車両は県道 2 号から宇曾川左岸堤防道路に進入・北上し、堤防道路より敷地南東側角に工事用道路を用いて敷地南東側に至る経路、退出車両は工事用道路を用いて宇曾川左岸堤防道路に接続し、堤防道路を北上して宇曾川を渡河した後、県道 2 号に出る経路及び宇曾川右岸側堤防道路を北上する経路に変更することとしました。</p> <p>工事用車両の走行ルートは、道路の支持力を事前に確認し、工事用車両の荷重を考慮し、沿道住居に配慮した使用を行います。また、工事用車両の走行により既存道路を万が一破損した場合には、適切に復旧を行います。</p>
文化財に関する事項	
<p>ごみ処理施設本体については、周知の埋蔵文化財包蔵地外であるため、届出の必要はない。ただし、施設配置計画の変更や付帯工事に伴い、対象事業実施区域に変更がある場合には、再協議が必要。</p>	<p>前述の通り、市道の整備計画の変更に伴い対象事業実施区域に変更が生じるため、市文化財課と再協議を行い、文化財保護法に則った適切な対応を実施します。</p>

6.3 一般意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、方法書について一般の環境の保全の見地からの意見の概要ならびにそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 6-3 一般意見の概要およびそれに対する事業者の見解

一般意見の概要	事業者の見解
事業の目的および内容に関する事項	
<p>これから現地調査がされると思うが、候補地選定までにされるべきではなかったのか。</p>	<p>新ごみ処理施設建設候補地選定にあたっては、各候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会、および管理者会を実施して検討を行いました。これらの検討結果と、候補地選定報告書（平成 29 年 2 月）とを総合的に評価しました。候補地選定報告書（平成 29 年 2 月）では、①「国定公園・県立自然公園」、「保安林」、「史跡・名勝・天然記念物」、「鳥獣保護区のうち特別保護地区」、「保存樹」に指定されていないことを前提条件に、②応募があった候補地について「安全・安心の確保の視点」、「環境への配慮の視点」、「計画的な財政運営の視点」、「合意形成」の視点から総合的に評価しました。安全・安心及び環境面の視点では、「活断層との関係」、「地盤の軟弱強度」、「災害関連法の指定の有無」、「その他危険地域の設定の有無」、「住宅との位置関係」、「教育・医療福祉施設との位置関係」、「農業振興地域指定状況」、「都市計画区域の指定状況」、「道路混雑度」、「地域性緑地等の指定状況」、「重要な動植物等の生息状況」、「指定文化財」、「埋蔵文化財」の有無について評価を行いました（「第 2 章 事業の目的及び内容 2.2 対象事業の内容 2.2.4 対象事業実施区域（施設位置）の検討経緯」参照）。</p>
<p>新しい候補地や現在稼働中の場所を含めて、他の候補地との比較検討が不十分である。</p>	<p>環境影響評価手続きにおける現況調査と同じ内容での調査は、相当の期間や費用も必要になることから、候補地選定段階において同時進行で進めることは困難でしたが、上述のように、新ごみ処理施設建設候補地選定にあたっても既存資料を基にした調査を実施しました。</p> <p>今後、本環境影響評価の結果および地域の環境保全への配慮に基づいて、新ごみ処理施設の建設地として選定されることとなります。</p>

一般意見の概要	事業者の見解
<p>建設候補地をなぜ西清崎としたのか、確固たる理由がなければ市民の理解は得られない。再度、公募内容や決定条件を事前に明示するなどの検討から見直すべきである。</p>	<p>新ごみ処理施設建設候補地選定にあたっては、各候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会、および管理者会を実施して検討を行いました。これらの検討結果と、候補地選定報告書（平成 29 年 2 月）とを総合的に評価し、彦根市清崎町地先（西清崎）を最終候補地として選定、当該候補地での施設建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」が令和元年 10 月 21 日の組合議会臨時会において承認されました（「第 2 章 事業の目的及び内容 2.2 対象事業の内容 2.2.4 対象事業実施区域（施設位置）の検討経緯」参照）。</p>
<p>病気、自然災害また設備倒壊による二次災害、交通事故（工事中の事故）など人命を最優先に考えた上で、本施設の西清崎での建設には断固反対する。</p>	<p>本環境影響評価においては、法規制よりも厳しい公害防止基準、浸水、土砂災害に対応した施設整備計画を踏まえ、大気汚染の生活環境などへの影響について予測評価を行い、必要な環境保全措置の検討を行いました。今後、周辺環境の保全に十分配慮した事業を進めてまいります。</p>
<p>「マテリアルリサイクルおよびサーマルリサイクルを積極的に行う」とあるが、欧米ではサーマルリサイクル（燃焼による熱利用）はリサイクルとはいわない。</p> <p>「ごみ減量や地球温暖化防止等の啓発拠点として、情報提供や環境教育に関する設備を導入する」とあるが、世界基準では認められていないサーマルリサイクルをすすめておいて、そこでなされる情報提供や環境教育に意味があるのか。</p>	<p>サーマルリサイクルは日本での呼び名であり、欧米では「サーマルリカバリー」と呼ばれリサイクルには含まれないことは存じていますが、廃棄物焼却時の熱回収が推進されていることは、日本でも欧米でも同様です。3R の中で最も重要なのはリデュース（ごみの排出抑制）であるという考えのもと、本施設でも、情報提供や環境学習を進め 3R や熱エネルギーの循環利用など循環型社会の構築につなげます。</p>
<p>「環境保全に関する計画等」（方法書 3-182 ページ～）において低炭素社会が強調されているが、サーマルリサイクルはこの「低炭素社会の実現」とは相反する。広域での処理より、自分たちで出したごみは自分たちで処理するという原則に立って、ごみの減量に努め、本当の意味での「低炭素社会」＝「循環型社会」をつくっていくべきである。</p>	<p>ごみを減量することと、焼却時の熱回収を行うことは、どちらも低炭素社会の実現に向けて進めるべきことであり、相反するものではありません。また、ごみ処理の広域化も、国において低炭素社会の実現の観点も含めて推進されているものです。</p> <p>住民一人ひとりが、ごみに対する意識を高め、ごみを減らす工夫を心がけ、もの大切さや自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐために、本施設では環境啓発施設としてのごみ処理施設が担う役割を意識して事業を進めてまいります。</p>

一般意見の概要	事業者の見解
<p>ゴミの減量に向けた戦略を立て、プラスチックごみなどの分別や業者による回収責任の仕組みづくり、住民に向けた「ゴミ半量作戦」の呼びかけなどを具体的に進めるべき。</p>	<p>ごみの減量については令和4年3月に策定された圏域及び各市町の一般廃棄物処理基本計画において意欲的な目標を定められ、プラスチックの分別をはじめ今後一層の減量に取り組まれる予定です。新ごみ処理施設の規模は、今後のごみ減量努力も一層見込んだものとなっています。</p> <p>本施設でも、住民一人ひとりが、ごみに対する意識を高め、ごみを減らす工夫を心がけ、もの大切さや自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐために、環境啓発施設としてのごみ処理施設が担う役割を意識して事業を進めてまいります。</p>
<p>荒神山の麓に広大な人工構造物をつくり、これに接続する道路が荒神山の山肌を削りながら荒神山に登る林道日夏線を直角に横断することにより、荒神山が荒神山でなくなる事態は、これまで彦根市が主張してきた荒神山の位置付けを放棄し、自然破壊を行うものである。</p>	<p>新ごみ処理施設整備事業については、地域の環境に係る現況調査、本事業の実施による環境影響の予測評価を行い、荒神山を含む自然環境、生活環境に十分配慮した環境保全措置の検討を行いました。</p> <p>なお、本施設に接続する道路は彦根市が整備する市道であり、新ごみ処理施設整備事業とは別事業です。方法書からの市道ルート整備計画の変更により、荒神山の自然環境への影響を回避した道路計画となっています。</p>
<p>彦根市は「彦根市総合計画基本構想」、「第三次彦根市国土利用計画」や過去の市議会答弁等において、森林の保全整備やレクリエーション、環境学習の場等としての森林の活用等について述べている。市民の意見に耳を傾け、彦根市の荒神山に対する位置付けは明確であり、荒神山の麓に広大な人工構造物を建設し、山を分断する形で道路建設を行うことに対して反対と主張すべき。</p>	<p>新ごみ処理施設整備事業については、皆様からのご意見を踏まえ、彦根市における荒神山の歴史的価値、環境、防災、観光、レクリエーション、環境学習の場等としての位置づけと保全整備の方針を踏まえ、荒神山を含む周辺地域における自然環境、生活環境等に十分配慮した環境保全措置の検討を行いました。</p> <p>なお、彦根市が実施する市道整備ルートは荒神山山麓を回避する計画となっており、道路建設に伴う荒神山の分断は生じないと考えています。</p>
<p>建設計画の内容を知った多くの人が反対や疑問の声を上げており、荒神山をウォーキングする人たちや住民の間での日常会話の中にも出るようになってきている。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、滋賀県環境影響評価条例に基づき、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査・予測を行うとともに、必要な環境保全措置の検討を行いました。今後、周辺地域の環境の保全に配慮した事業を進めてまいります。</p>

一般意見の概要	事業者の見解
<p>彦根市ハザードマップの「浸水」「がけ崩れ」「土石流危険溪流」全てに該当する場所に建設するのはおかしい。このあたりは地盤が弱く、水はけも悪いため、大型の建造物には向かない土地である。</p>	<p>対象事業実施区域の敷地から宇曾川への既存排水路は、相当量の雨が降り宇曾川の水位が上がった際には、フラップゲートが閉まることで、宇曾川から敷地の方には流入しない構造となっています。しかしながら反面、敷地から宇曾川への排水を行えなくもなるため、相当量の雨が降る際には敷地周辺で内水氾濫が起きている現状があります。本事業ではこのことを踏まえ、敷地内に流入する降雨等は、敷地内の調整池に集水し、敷地から宇曾川に設置する専用の排水管により適切に排水する計画です。施設稼働後の洪水浸水については、滋賀県による浸水想定に基づき、計画施設が浸水しないよう検討しています。</p>
<p>建設候補地は浸水、崖崩れ、土石流危険溪流の全てに当てはまる。異常気象による災害が多い中、施設も被害を受けたらどうするのか。</p>	<p>なお、彦根市水害ハザードマップ（統合版）における「土石流危険溪流」の指定箇所は対象事業実施区域のうち北西の一部分であり、また、「がけ崩れ」の指定箇所は対象事業実施区域の北東側に隣接します。これらの土砂災害警戒区域の位置を踏まえ、周辺地域や本施設に影響が及ばない配置や対策を検討してまいります。</p>
<p>彦根市の水害ハザードマップ（統合版）で、今回のゴミ処理建設計画予定の隣接地が「土石流危険溪流」と「がけ崩れ」の箇所に指定されている。</p>	<p>彦根市水害ハザードマップ（統合版）における「土石流危険溪流」の指定箇所は対象事業実施区域のうち北西の一部分であり、また、「がけ崩れ」の指定箇所は対象事業実施区域の北東側に隣接します。これらの土砂災害警戒区域の位置を踏まえ、周辺地域や本施設に影響が及ばない配置や対策を検討してまいります。</p>
<p>相当の盛り土を行うとのことだが、当該盛り土の結果、施設稼働後に洪水浸水が発生した場合、対象事業実施区域の近隣区域の被害が甚大になることが容易に推測される。</p>	<p>対象事業実施区域の敷地から宇曾川への既存排水路は、相当量の雨が降り宇曾川の水位が上がった際には、フラップゲートが閉まることで、宇曾川から敷地の方には流入しない構造となっています。しかしながら反面、敷地から宇曾川への排水を行えなくもなるため、相当量の雨が降る際には敷地周辺で内水氾濫が起きている現状があります。本事業ではこのことを踏まえ、敷地内に流入する降雨等は、敷地内の調整池に集水し、敷地から宇曾川に設置する専用の排水管により適切に排水する計画です。</p> <p>洪水については、県の浸水想定では、敷地は約2.8mの浸水（現地盤標高＝約86.7mに対し、想定最大浸水時の水面標高＝約89.5m）となっています。敷地の盛土高さは、さらに余裕高をみて、標高＝約90mで計画しています。敷地を盛土することにより、その容量分の水が周辺に流れるという可能性も否定はできませんが、上記のとおり現状では相当量の降雨時には宇曾川への排水ができない状況であるのに対し、本事業では宇曾川に強制的に排水する専用管を設置することから、周辺への浸水被害低減にも寄与すると考えています。</p>

一般意見の概要	事業者の見解
<p>荒神山神社遙拝殿に隣接して災害廃棄物ヤードが配置されているが、災害が起こった時、その場所に廃棄物が山積みされるような状態になれば、不敬で有り許容出来ない。個人宅の前でもある。災害時においても支障の無いよう配慮し配置の検討をお願いしたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、平常時、災害時において周辺の生活環境に支障が生じないように、災害廃棄物の仮置場の場所について検討してまいります。</p>
<p>一般廃棄物の彦根市のリサイクル率が4町に比べてかなり低い（方法書 3-107 ページ）。新ごみ処理施設の建設後は、ごみ収集方法や分別方法等において、1市4町のうち、1番厳しい基準での収集方法を取られる処置を選択してほしい。</p>	<p>彦根市の一般廃棄物のリサイクル率が4町に比べて低い理由は、4町の廃棄物搬入先のリバースセンターがRDF化施設（固形燃料化施設）であり、可燃ごみを全て「資源化（リサイクル）」としてカウントしているためです。</p> <p>新施設においては、収集、分別において資源化の取り組みを進めるとともに、RDF化と同様に低炭素社会の推進に寄与するべく、焼却施設で回収した熱を発電に利用するサーマルリサイクルを効率的に進めていきます。</p>
<p>市道整備が荒神山神社参道或いは日夏林道を破壊するものであれば、絶対に反対である。荒神山の文化的、歴史的な価値を損ない、荒神山一帯の自然環境の保全と観光という位置づけにも反する。</p>	<p>彦根市が実施する市道整備事業は、本ごみ処理施設整備事業とは異なる事業となります。準備書に示したとおり、市道整備ルートは荒神山山麓を回避する計画となっており、荒神山神社参道や林道日夏山線の改変は行われたいものと考えています。</p>
<p>建設予定地の最終候補地として西清崎町地先が選定された際、県道2号線からの導入路を整備する形で選定された。しかし、現在は新たな市道建設によるアクセスに計画が変更され、予定価格も大幅に増額されており、候補地の選定条件が変わっている。候補地選定の確固たる理由をまとめなければ、市民の理解は得られない。公募内容や決定条件の検討から見直し、誰が見ても公平な選定となるようにすべきである。</p>	<p>新ごみ処理施設建設候補地選定にあたっては、各候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会、および管理者会を実施して検討を行いました。これらの検討結果と、候補地選定報告書（平成29年2月）とを総合的に評価し、彦根市清崎町地先（西清崎）を最終候補地として選定、当該候補地での施設建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」が令和元年10月21日の組合議会臨時会において承認されました（「第2章 事業の目的及び内容 2.2 対象事業の内容 2.2.4 対象事業実施区域（施設位置）の検討経緯」参照）。</p> <p>なお、アクセス道路の整備については、組合が当初提示した県道2号からのルートを含めて彦根市で検討が行われましたが、県道2号の渋滞緩和を考慮し、最終的に準備書に示したルートで新たに市道を整備する計画となっています。</p>

一般意見の概要	事業者の見解
<p>道路整備について、現状の道で対応できないことは明らかであり、大きな工事が必要となり、問題が多い。</p>	<p>本施設への往来に用いる道路は、彦根市が実施する市道整備事業により整備される計画です。本事業の環境影響評価においては、市道整備後に想定される交通量を踏まえ、本事業の施設関連車両の走行による大気質、騒音、振動の沿道集落への影響について適切に予測・評価を行いました。</p>
<p>「彦根市緑の基本計画の概要」（方法書 3-187 ページ）に「つなぐ緑」「『緑の回廊』づくり」と書かれている。自然破壊、緑の破壊が進んでいるいま、「緑の回廊」の持つ意味は大きい。荒神山を貫く市道の計画があるが、壊してはいけないものがある。</p>	<p>本事業においては、「彦根市緑の基本計画」等の環境保全に関する計画の基本理念、基本方針も考慮しながら現況調査、予測評価を行い、地域の環境保全に努めてまいります。なお、市道整備は彦根市が実施する事業であり、本事業とは別事業です。準備書に示したとおり、市道整備ルートは荒神山山麓を回避する計画となっています。本事業の環境影響評価においては、市道整備後に想定される交通量を踏まえ、市道が接続する既存道路において、施設関連車両の走行による大気質、騒音、振動の影響について予測・評価を行いました。</p>
<p>荒神山の中腹を横切る道路建設は、自然や景観や文化財に重大な影響を与えるほか、樹木の伐採は政府のカーボンフリーの政策にも逆行する。林道日夏線周辺の樹木伐採に関わる訴訟の和解調書に示された、彦根市の基本姿勢にも反する。</p>	<p>準備書に示したとおり、市道整備ルートは荒神山山麓を回避する計画となっており、樹林伐採を伴うような荒神山の自然環境の著しい改変はなく、周辺からの眺望景観および文化財に重大な影響を与えるおそれも小さいと考えています。</p>
<p>道路建設を含めてどれだけの費用がかかるのか不明である。相当多額だと想定される費用が不明なまま、建設を前提とした計画をそのまま進めるのは間違い。</p>	<p>彦根市が実施する市道整備事業は、本ごみ処理施設整備事業とは異なる事業となります。</p>
<p>荒神山神社、特に遥拝殿と頂上部の本殿を繋ぐ本坂（参拝道）が市道により分断され、貴重な文化遺産と自然を文字通り壊すことになる。</p>	<p>彦根市が実施する市道整備事業は、本ごみ処理施設整備事業とは異なる事業となります。準備書に示したとおり、市道整備ルートは荒神山山麓を回避する計画となっており、荒神山神社参道の改変は行われぬものと考えています。新ごみ処理施設整備事業については、皆様からのご意見も参考に、地域の環境に係る現況調査、本事業の実施による環境影響の予測評価を行い、荒神山の歴史と文化、自然環境、生活環境に配慮した環境保全措置の検討を行いました。</p>
<p>荒神山では様々なコースから山頂を歩いて目指す市民が増加しており、林道日夏山線は早朝から多くの市民の散策コースとなっている。ごみ焼却施設の導入路が計画通り建設されるなら、このコースを分断することとなり、市民が毎日憩いの場として散策している場所は奪われてしまう。</p>	<p>荒神山の市民の散策コースについては、本事業による影響がおよばないように計画しています。また、本環境影響評価においては、本事業の影響範囲内の現状を把握するとともに、事業の実施に伴う環境影響の有無又は程度を予測し、荒神山のウォーキングコースに影響をおよぼすことのないよう、必要な環境保全措置を踏まえた評価を行いました（「第 8 章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果 8.11 人と自然との触れ合いの活動の場」参照）。</p>

一般意見の概要	事業者の見解
<p>三津屋野口線には学校、商業施設等があり通行車両が多く、河瀬駅近くの踏切は開かずの踏切になり渋滞する。道も狭く、普通車のすれ違いでも徐行しなければならない。ごみ処理場建設に伴い搬入車が増えることにより、生活環境に影響を及ぼす。</p>	<p>施設供用後の施設関連車両の走行については、現状の交通状況を踏まえながら、渋滞状況が悪化しないようルート、台数を検討していきます。</p>
環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価に関する事項	
<p>高温でプラスチックを処理することで「杉並病」が発生することはないか。小・中・高校が複数あり、子供センターのような県内・外の人が集まる施設の近くに建設すべきではない。</p>	<p>ご心配の「杉並病」の原因については現在も解明されていませんが、少なくとも焼却施設周辺で発生したのではなく、滋賀県内の現行施設においても同様の事例は発生していません。なお、新ごみ焼却施設では、高効率の排出ガス処理設備を導入するとともに、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことで、計画施設周辺の大気環境に及ぼす影響はほとんどないと考えており、準備書においても環境基準等を十分に満足することを確認しています（「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果 8.1 大気質 8.1.2 予測・評価」参照）。</p>
<p>環境影響測定の際の諸地点から亀山小学校の通学路が漏れていることが納得できない。工事期間中の影響ではなく施設稼働後の影響に不安がある。</p>	<p>亀山小学校周辺における施設関係車両の走行に係る影響の評価について、南側に隣接する県道賀田山安食西線、西側に位置する市道芹橋彦富線が本事業に係る廃棄物運搬車両の主要な走行ルートになります。これらの道路上の代表地点において大気質・騒音・振動の現況調査及び環境影響の予測・評価を行いました。また、主要走行ルート以外の通学路の走行においても、歩行者の安全確保を最優先に考えるとともに、環境の保全に十分配慮してまいります。</p> <p>また、施設稼働後の煙突排出ガスの影響については、亀山小学校付近を含む計画地周辺における寄与濃度の予測を行い、影響の評価を行いました。</p>
<p>ごみ施設の建設や稼働による環境被害の状況が不明である。方法書では今回の建設による被害の想定がされておらず、どの物質がどこに降り注ぐか根拠のある説明をすべき。建設を前提で進めるのではなく、環境への影響を調査し開示してから建設予定地を決めるべきである。</p>	<p>環境影響評価方法書においては、過去の環境に関する調査結果を整理しており、これらの地域の環境の状況を踏まえて、環境影響評価の調査、予測および評価の計画を立案しました。環境影響評価方法書に従い、対象事業実施区域周辺における大気質などの現在の環境の状況を調査し、本事業の実施に伴う環境影響の予測評価を行い、環境影響評価準備書にとりまとめ、縦覧に供しました。また、環境影響評価準備書の内容に関する住民説明会を開催します。これらの環境影響評価の結果、地域の環境保全への配慮に基づいて、建設候補地は新ごみ処理施設の建設地として都市計画決定されることとなります。</p>

一般意見の概要	事業者の見解
<p>焼却時に排出される大気汚染物質の影響の可能性を明記すべき。</p> <p>現在の候補地だと煙突が荒神山より低い位置にあり、煙が分散されず濃度の高い煙が山の南東側にくる。そこには保育園、小学校があり、体の発達途中である子供たちの成長を害するのではないかと心配している。</p>	<p>新ごみ焼却施設では、高効率の排出ガス処理設備を導入するとともに、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことで、施設周辺の大気環境に及ぼす影響はほとんどないと考えており、準備書においても環境基準等を十分に満足することを確認しています（「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果 8.1 大気質 8.1.2 予測・評価」参照）。現況調査および予測結果を元に検討した環境保全措置を実行することにより、地域の環境保全に努めてまいります。</p>
<p>彦根市内を走行するパッカー車の後部の蓋が閉じられていないのを散見する。ドライバーに蓋を閉めることを徹底させること、パッカー車の掃除を徹底させイメージアップを浸透させるなど、市民目線に立った環境保全に十二分に配慮した対応を強く望む。</p> <p>パッカー車からの臭いの有無と分析、ごみから生じる汚水漏れの有無なども評価するほか、搬入道路の周辺や施設立地周辺の住民に対する臭気、振動、パッカー車の台数の把握も含めて、様々な嫌悪感解消のための方策検討を示されたい。</p>	<p>計画施設への主な走行ルート沿道への影響については、住居や学校などの環境の保全についての配慮が必要な施設の位置を考慮して、主要地方道大津能登川長浜線(県道2号)等の道路沿道において大気質、騒音、振動の現況を把握するとともに、パッカー車等の施設関連車両の走行に伴う環境影響の予測評価を行い、必要な環境保全措置の検討を行いました（「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果 8.1 大気質、8.2 騒音、8.4 振動」参照）。</p> <p>なお、パッカー車の走行時には車両から漏洩する悪臭による影響が想定されますが、参考として現況のパッカー車走行時における沿道臭気指数の影響把握を行い、悪臭に係る影響の程度について評価を行いました（「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果 8.5 悪臭 8.5.2 予測・評価」参照）。また、パッカー車の走行時には蓋閉め、清掃、車両点検の徹底などの悪臭漏洩対策を講じ、走行ルート沿道への悪臭の影響の低減に努めてまいります。</p>
<p>鳥類（猛禽類）の調査について、調査期間が2月から8月までとなっており秋季から冬季に調査が実施されない計画となっている。営巣や繁殖に関しては十分な調査計画ではあるが、冬季にやってくる猛禽類や一年中生息する留鳥の冬季の生態を把握するためには十分とは言えない。</p> <p>また、荒神山はタカの渡りの一つのルート上に位置し、9月初旬から10月初旬にかけて南下するサシバやハチクマが多数通過する。一部は中継地としても利用している可能性もあるため、タカの渡りへの工事の影響を把握のため、9月と10月初旬の猛禽類の調査は必要である。</p> <p>なお、冬季の猛禽類調査について、できない場合は、一般の鳥類調査の重点項目として工夫して取り組むなど、猛禽類の生態が把握できるように配慮を願いたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、秋季の9月下旬と10月上旬に猛禽類の渡り状況の調査を実施しました（「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果 8.7 動物 8.7.1 現況調査」参照）。なお、猛禽類調査は2月から実施し、冬季の猛禽類の生息状況の把握を行いました。また、合わせて一般鳥類相の調査時にも猛禽類の生息状況の把握に努めました。</p> <p>本事業における鳥類（猛禽類）調査の方法、結果については、地元の自然環境関係の市民団体とも状況共有し、環境影響評価の精度の確保に努めました。</p>

一般意見の概要	事業者の見解
<p>亀山小学校の校舎内から荒神山が見渡せる場所や通学路から荒神山を見た時に、ごみ処理施設がどのように見えるか影響調査と検討をお願いしたい。亀山小学校の校歌の最初に「荒神の峰をば まぢか」とあるように郷土の山として親しみを持ち、誇りに思う存在の山である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、亀山小学校の周辺(昭和電工前)から荒神山を見た眺望景観への影響について検討を行いました(「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果 8.10 景観」参照)。 亀山小学校の校歌にうたわれる荒神山の眺望景観への影響に十分配慮して事業を進めてまいります。</p>
<p>健康のためにウォーキングをする人が増えている。人と自然との触れ合いの活動の場をあげるだけでなく、利用されている方の声を聞くべき。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場の状況については、利用者へのヒアリングにより利用状況を把握しました(「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果 8.11 人と自然との触れ合いの活動の場 8.11.1 現況調査」参照)。</p>
<p>健康管理のために荒神山ウォーキングをしているが、このコースを壊さないでほしい。</p>	<p>荒神山のウォーキングコースや自然、歴史的遺産については、本事業による影響がおよばないように計画しています。また、本環境影響評価においては、本事業の影響範囲内の現状を把握するとともに、事業の実施に伴う環境影響の有無又は程度を予測し、荒神山のウォーキングコースに影響をおよぼすことのないよう、必要な環境保全措置を踏まえた評価を行いました(「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果 8.11 人と自然との触れ合いの活動の場」参照)。</p>
<p>施設建設はささやかな庶民の楽しみを奪ってしまう。ここ数年荒神山ウォーキングをする人の姿が急増している。彦根市は荒神山ウォーキングマップのパンフレットも発行しているが、この行政姿勢と矛盾する。</p>	<p>荒神山のウォーキングコースや自然、歴史的遺産については、本事業による影響がおよばないように計画しています。また、本環境影響評価においては、本事業の影響範囲内の現状を把握するとともに、事業の実施に伴う環境影響の有無又は程度を予測し、荒神山のウォーキングコースに影響をおよぼすことのないよう、必要な環境保全措置を踏まえた評価を行いました(「第8章 環境影響評価の調査の結果の概要ならびに予測および評価の結果 8.11 人と自然との触れ合いの活動の場」参照)。</p>
その他の事項	
<p>「方法書」がどんな方法で調査・予測・評価するのかという計画を示したものであるとするなら、もっと簡潔にしたほうがよい。</p>	<p>方法書における調査・予測・評価の計画については極力簡潔に整理しました。ご意見を踏まえ、準備書についても、より分かりやすく、より簡潔なとりまとめに留意しました。</p>
<p>令和3年1月20日の滋賀県環境影響評価審査会では、審査会の委員は12人(他に専門委員が2人)いるにもかかわらず、6人の参加しかなく、「伝承文化」「文化財」の専門分野の委員は欠席だった。このような不十分な形で進められている審査会が本当に有効なのか疑問を持たざるを得ない。</p>	<p>令和3年1月20日に開催された「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」の審査会には「伝承文化」「文化財」の専門委員は欠席されていましたが、別途、滋賀県琵琶湖環境部環境政策課において各委員に意見照会が行われています。このため、「伝承文化」「文化財」については適切に審査されているものと考えています。</p>
<p>今回の建設計画の詳しい内容を、多くの地域住民が知らないまま建設が進められようとしている。短期間の住民説明会では極めて不十分であり、疑問や意見を率直に出し合い答える場を、十分な時間と回数をとって設定すべき。</p>	<p>環境影響評価準備書の作成段階において、周辺地域住民に対して事前に情報提供や説明を行い、本事業における環境影響および環境保全について、丁寧に周知・説明し、理解を得るよう努めました。今後、環境影響評価手続きに定められた、環境影響評価準備書に関する住民説明会を開催します。</p>
<p>住民から出ている意見について開かれた討論会を開くことを強く要望する。</p>	<p>本事業について継続して環境面、防災面からの検討を進め、施設計画や環境影響評価の進捗について随時説明会等で住民の皆様方にご説明をさせていただき、皆様方のご意見を本事業に反映していきたいと考えております。</p>